

## 質問書に対する回答

(工事名) 関越自動車道 坂戸北(下り線) 下部工工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 9-2 「関連工事に関する事項：第三者工事が密接に関連する施工箇所」	特記仕様書では関越自動車道坂戸北工事との関連する施工箇所として、P7 橋脚、P8 橋脚が提示されていますがつるまき橋上部工の施工時には架設桁の側道への設置のため、下り線工事の P9 橋脚、P10 橋脚、P11 橋脚の施工にも支障があると考えられます。この場合は既に開始されているつるまき橋上部工工事を優先し上部工架設後に下り線工事の各橋脚工事を開始する、という事でよろしいでしょうか。	当工事における条件は特記仕様書に示すとおりです。工事契約後、条件に変更があると監督員が認めた場合は対応について別途協議します。
2	特記仕様書 9-2 「関連工事に関する事項：第三者工事が密接に関連する施工箇所」	特記仕様書では関越自動車道坂戸北工事との関連する施工箇所として、P7 橋脚、P8 橋脚が提示されていますが坂戸北工事での下り線 P6 橋脚及びつるまき橋 A1 橋台の施工時も、下り線工事の P7、P8 橋脚工事箇所は P6、A1 橋台の施工ヤード、進入路と重なるため坂戸北工事との同時作業は厳しいと考えられます。この場合は施工中の坂戸北工事を優先し終了後に下り線工事の橋脚工事を開始する、という事でよろしいでしょうか。	当工事における条件は特記仕様書に示すとおりです。工事契約後、条件に変更があると監督員が認めた場合は対応について別途協議します。

3	特記仕様書 9-2 「関連工事に関する事項：第三者工事が密接に関連する施工箇所」	特記仕様書では関越自動車道坂戸北工事との関連する施工箇所として、P7 橋脚、P8 橋脚が提示されていますが坂戸北工事での下り線 P5 橋脚及びつるまき橋 A2 橋台の施工時も、西脇橋から葛川右岸までの下り線側道が進入路となるため、進入路が施工ヤードとなる下り線工事の A1 橋台、P1～P4 橋脚及び土留壁工事、本線盛土工事は坂戸北工事との同時作業は厳しいと考えられます。この場合は施工中の坂戸北工事を優先し終了後に下り工事を施工する、あるいは坂戸北工事が側道を使用しない時に下り線工事は施工する、という事でよろしいでしょうか。	当工事における条件は特記仕様書に示すとおりです。工事契約後、条件に変更があると監督員が認めた場合は対応について別途協議します。
4	特記仕様書 9-2 「関連工事に関する事項：第三者工事が密接に関連する施工箇所」	特記仕様書では関越自動車道坂戸北工事との関連する施工箇所として、P7 橋脚、P8 橋脚が提示されていますが A1 橋台、P1～P4 橋脚及び土留壁、本線盛土、L 型擁壁工事は西脇橋取付道路部が進入路となるため、坂戸北工事の西脇橋 A1 橋台工事及び取付道路復旧工事中は進入路が坂戸北工事の施工ヤードと重なり使用できないこともあると予想されます。この場合は施工中の坂戸北工事を優先し、支障のない時に下り線工事の進入路とする、という事でよろしいでしょうか。	当工事における条件は特記仕様書に示すとおりです。工事契約後、条件に変更があると監督員が認めた場合は対応について別途協議します。

5	特記仕様書 9-2 「関連工事に関する事項：第三者工事が密接に関連する施工箇所」	特記仕様書では関越自動車道坂戸北工事との関連する施工箇所として、P7 橋脚、P8 橋脚が提示されていますが A2 橋台は市道 3841 号からの越辺川に向かった下り線側道への出入口となるため、坂戸北工事で遮音壁工事等を施工する場合、A2 施工ヤードと坂戸北工事の進入口が重なる場面が想定されます。この場合は施工中の坂戸北工事を優先し、支障のない時に A2 橋台を施工する、という事によるのでしょうか。	当工事における条件は特記仕様書に示すとおりです。工事契約後、条件に変更があると監督員が認めた場合は対応について別途協議します。
6	特記仕様書 9-2 「関連工事に関する事項：第三者工事が密接に関連する施工箇所」	特記仕様書では関越自動車道坂戸北工事との関連する施工箇所として、P7 橋脚、P8 橋脚が提示されていますが 坂戸北工事と施工ヤード、進入路が重なり、且つ作業も併行になる場合は安全管理はどのように考えればよいのでしょうか。先行する坂戸北工事の統括安全管理の中に入る事になるのでしょうか。全く別々の安全管理という事であれば、当工事で間仕切り囲いを設置する必要はあるのでしょうか。	当工事における条件は特記仕様書に示すとおりです。工事契約後、条件に変更があると監督員が認めた場合は対応について別途協議します。
7	特記仕様書 9-2 「関連工事に関する事項：第三者工事が密接に関連する施工箇所」	西脇橋～葛川までの側道端には坂戸北工事で設置した用水路がありますが、土留壁、本線盛土、用排水溝工事にあたっては当工事で傷つけないように、あるいは残土等が入らないように養生をする必要はあるのでしょうか。	養生費については、貴社の施工計画に基づいて計上してください。